

自分の子どもを虐待した母親の研究

～養育のための社会保障の充実を求めて～

The Research on The Mothers who Abused Her own Child

— Towards Improvement of Social Conditions for Rearing The abused Childs —

文学研究科教育学専攻博士後期課程在学

鍋 倉 早 百 合

Sayuri Nabekura

I. 研究の目的

II・研究の枠組みと調査の対象

III. 調査結果についての分析・考察

1. 入所の経緯と母親

(1) 母親側の要因

(2) 子ども側の要因

2. 虐待事例についての考察

3. 虐待を行った母親の生育的背景

(1) 家庭環境（養育者）

(2) 経済的条件

(3) 学歴

(4) 被虐待体験

(5) 施設入所歴

4. 入所後の母親の状況

(1) 母親と子どもとの関係

(2) 母親の子どもに対する愛情 — 施設職員の所見から —

IV. 結び

I. 研究の目的

親による子ども虐待が、社会的に深刻な問題になってきている。中でも目立つのは、実の母親による子どもへの虐待である。厚生労働省が平成17年に発表した調査結果によれば、虐待事例の約6割は、

実の母親によるものである。一般的に母親は、自分の産んだ子どもに対しては、いわゆる母性愛をもって、献身的に育児にあたるものと期待されている。ところが、自分のお腹を痛めて産んだ子どもに虐待を加え、死に至らしめるというケースが数多く発生しているのである。社会的慣習からいって異常な事態であり、社会の安定的な持続という点からも見逃せない深刻な事態である。いったい母親が、自分の子どもに虐待を加えるというのはどういう場合なのだろうか。どのような母親が、自分の子どもを虐待するのであろうか。

本稿では、児童養護施設に入所している子どものケースを通じて、わが子への虐待という母親の異常な行為が、どのような条件のもとに生じてきたのかを明らかにし、子どもへの虐待を未然に防ぐための手立てを検討し、今後の課題について示していきたい。

II. 研究の枠組と調査の対象

「平成16年度児童相談所における児童虐待相談処理件数等」¹⁾によると、平成16年度に全国の児童相談所²⁾で処理した児童虐待相談処理件数は33,408件となっており、前年度に比べて6839件増えている。この数値は、統計をとり始めた平成2年度を1とした場合、統計上では、30.34倍に増加したことになる。また、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3倍に増加している。これは、平成16年10月改正の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から、「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大されたことや、虐待によってわが子を死に至らしめるといった痛ましい事件の続発なども相まって、児童虐待防止についての認識や理解の高まりが、国民や関係諸機関などに見られることが主な増加要因と考えられている。

上述の虐待処理件数を相談内容から分類してみると、身体的虐待14,881件（44.6%）と最も多く、次いで、ネグレクト12,263件（36.7%）、心理的虐待5,216件（15.6%）、性的虐待1,048件（3.1%）となっているが、近年では、身体的虐待は相対的に減少してきている。また、虐待者について見ると、実母が20,864件（62.4%）と最も多く、次いで、実父の6,969件（20.9%）、その他の2,946件（8.8%）、継父2,130件（6.4%）、継母499件（1.5%）である。虐待を受けた子どもの年齢構成を見ると、小学生段階に相当する6～11歳までが12,483件（37.4%）と最も多いが、0～3歳未満の6,479件（19.4%）と、3～就学前6歳までの子ども8,776件（26.3%）とを併せると、就学前の被虐待児童は、全体の約46%にのぼっている。

児童福祉法第33条に規定されている一時保護は、児童福祉法第27条に規定される施設入所等の措置

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「平成16年児童相談所における児童虐待相談処理件数等」平成17年

² 児童相談所は、市町村と適切な分担・連携を図りつつ、子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置された行政機関であり、平成17年4月1日現在、全国に187ヶ所の設置がされている。（平成16年度社会福祉行政業務報告【福祉業務報告例】、平成17年11月14日公表より抜粋）

をとるに至るまで、児童相談所で一時的に子どもを保護することである。虐待・放任等の理由により家庭から子どもを一時的に引き離し、児童福祉施設や警察等に一時保護を委託できる制度である。平成16年度の一時保護件数は8,427件であり、前年度に比べて約7%増えている。その内、一時保護委託については2,213件であり、中でも、児童養護施設への委託が1,143件（51.6%）となっている。上記に件数を紹介した虐待の発生には、多くの要因が作用している。全国児童相談所長会の調査結³を参考にすると、虐待を発生させる要因は「親側の要因」と「子ども側の要因」に大きく2つに分けることができる。まず、親側の要因としては、①養育能力の問題（養育力の未熟、育児不安）、②育児の援助者不在、③夫婦の不和や家庭内の葛藤、④不安定な就労状態、⑤経済的困窮、⑥若年での妊娠、結婚、出産、⑦心身の問題（性格の偏りや精神疾患）、⑧母親自身の被虐待体験、⑨親戚、近隣、友人などからの社会的孤立が挙げられる。

子ども側の要因としては、①望まれない出生、②多胎児出産⁴。③先天的な異常（染色体異常、奇形などの先天性異常、低出生体重児）による、母子間の分離体験⁵。④生後に発症した障害等による育てにくさ（発達障害、病気、問題行動⁶）である。子ども側の要因は、子どもに責任は無いものである。本稿では、子ども側の要因と位置づけられている「望まれない出生」について、「望まない出産」として捉え、あえて、母親側の要因の一つとして取り扱うことにする。

子どもへの虐待を発生させる社会的背景は複雑であり、ここに列挙している要因だけで、虐待が発生する訳ではない。母親によるわが子への虐待については、様々な要因が複雑に絡み合い作用しあうことによって発生するものと考えるのが妥当であろう。ここで指摘しておかなくてはならないのは、以上に挙げた要因を抱えている場合でも、母親が自分の子どもに献身的な愛情を注いでいる場合が圧倒的に多いということである。したがって、虐待の発生要因を見る場合には、とりわけ、母親側の心身の条件や生育的背景、出産後の生活の状況に注目しなくてはならないということであろう。

今日、子育てをする母親の多くは、精神的ストレスを抱えているといわれている。平成15年度「更生労働白書」の育児不安の項では、「大阪レポート」⁷のデータが使用されている。かつて、1980年

³ 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」1997年3月

⁴ 谷村雅子、松井一郎「子ども虐待のリスク原因」保健の科学第41巻8号、1999年、579頁

*一般集団における多胎児の割合0.6%に比べ、被虐待児における多胎児の割合は8%であり、約10倍以上の数値となっている。

⁵ 萩原玉味、岩井宣子編著『児童虐待とその対応：事態調査を踏まえて』多賀川出版、1998年、90頁

*出生児に先天的な異常や発達障害が見られる場合、虐待が発生しやすいとされている。児の世話が大変なため、母親のストレスが大きい。なお、低体重出生児や奇形などが見られる場合には、保育器に收容され入院期間が長期にわたるため、母子間の絆が形成されにくく、母親の子どもに対する愛情は希薄になることがあり得る。

⁶ 萩原、岩井、前掲書90頁

*子どもが、短気、かんしゃく、攻撃的、落ち着きが無い、わがまま、泣いてぐずる、偏食、友達と遊べない、反応が少ないような場合、母親は虐待に及ぶ傾向がみられる。このような子どもの場合には世話が大変である。とりわけ、核家族で育児の援助者が得られない、或いは、夫が育児に協力的でない場合には、母親のストレスが大きい。ひとり親家庭の場合にはなおさらであろう。

⁷ 服部祥子、原田正文編著『乳幼児の心身発達と環境—「大阪レポート」と精神医学的視点』名古屋大学出版会、

生まれの子ども達を対象とした、大規模な子育て実態調査の集計・分析結果をまとめた大阪レポートによれば、子そだてに当たる母親の精神的ストレスの中では、育児不安が大きな割合を占めていることを指摘している。母親が育児不安に陥る背景としては、次のような要因が挙げられている。

①核家族化の中で、育児上の相談相手や支援者が乏しいことである。②今日、地域社会の人間関係は希薄化し、社会的に孤立した状態で子育てにあたる母親が急増していることである。③少子化の中で、自分の子どもを産むまで乳幼児と接する機会を持たない若い女性が増えている。④育児情報の氾濫の中で焦りや不安が増大し、自分の子どもと他人の子の比較からくる苛立ちを常に抱えている。

大阪レポートによれば、多くの母親が「赤ちゃん（子ども）は、かわいい」「子どもと一緒にいると楽しい」と答えている。しかし、一方では、「子育ての負担感」「イライラ感」が強く、育児不安を抱えている事実が明らかにされている。この調査の集計・分析を担当した原田正文は、後に行った「兵庫レポート」と「大阪レポート」の調査結果を比較し、母親の育児ストレスや不安が、とりわけ、現代では強くなる傾向にあることを警告している。このような実態が、わが子への虐待を増加させていると見ることもできる。

以上に検討した、母親による虐待の発生要因を参考にして、本稿では、以下に行う分析・考察のために母親によるわが子への虐待発生の要因を、①経済的要因、②心身の要因、③養育障害の要因、④社会的・家庭的要因、⑤出産要因、⑥子どもの要因に分けてみることにする。これらの要因に加え、母親の経歴（育った家庭の経済状況や生活環境、学歴）、少年期までの被虐待体験の有無、さらに、子どもが入所した後に母親がどのように子どもに対応しているかという状況も見ていくことにする。

本調査は、関東圏内の6つの児童養護施設を対象に、母親からの虐待を受けて入所している児童について行った。分析・考察に使用したケースは100である。但し、事例については、各ケースを紹介するにあたり、主旨を損なわない程度に修正し、プライバシー保護という観点から最大限の配慮をしていることをお断りしておく。

Ⅲ. 調査結果についての分析と考察

1. 入所の経緯と母親

今回、関東圏内の6つの児童養護施設を通じて、自分の子どもに虐待を行った母親に関する調査を行い、子どもの入所経緯について、分析・考察を試みた。母親が子どもへの虐待に及んだ要因は単純なものではなく、幾つかの要因が複雑に絡み合い虐待を発生させていることが明白である。したがって、ここに述べた数値は、心身の要因と養育障害の要因など、複数の要因が重複したものである。

6つに分けた虐待発生要因別のデータを分析してみると、表1の通りである。

【表1】

<p>(1) ◆母親側の要因◆</p> <p>① 心身の要因 (83ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 性格の偏り：7 * 精神的障害：43 (視覚障害1、記憶障害1、躁病2、うつ病11、不安神経症7、統合失調症10、人格障害4、てんかん5、パニック障害2) * 身体的障害：2 * 病弱、或いは、病気：13 * 自殺未遂：2 * 薬物依存症：4 * アルコール依存症：7 * 行方不明：6 * 分離体験：1
<p>② 社会的・家庭的要因 (77ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> * ひとり親家庭：39 (離婚24、死別2、継母4、未婚の母9) * 夫婦関係の不和：7 * 服役による母親不在：6 * 再婚にともなう夫からの圧力：4 * 家事負担、育児負担の過剰：8 * 劣悪な住環境：7 * 被養育児過多：6
<p>③ 養育障害の要因 (74ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 養育力不足：27 * 自己本位的行動：22 * 過剰な躰と期待：18 * 親としての自覚の欠如：7
<p>④ 経済的要因 (67ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 生活保護：34 * 失職：1 * 無所得：20 * 収入過少：5 * 借金苦：7
<p>⑤ 出産要因 (7ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 若年出産：6 * 望まない出産：1
<p>(2) ◆子ども側の要因 ◆ (8ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 病弱、発育不全：1 * 知的、情緒的障害：1 * 問題行動：6

【筆者作成】

以上の表1から分かるように、わが子への虐待が発生しやすい要因としては、母親の心身が不健康、とりわけ、精神的疾患が最も多くなっている。次に多いのは、核家族化、ひとり親家庭や夫婦の不和に伴い、子育ての相談相手や支援者を得ることが困難であり、母親の負担感が重くなっているという場合である。その他、育児に取り組む姿勢や態度は、養育力不足、母親としての自覚の欠如、自己本位的行

動などの養育上の問題があり、経済的には劣悪な状態が多く、望まない出産⁸なども一因となっている。

以上に見た各要因は、相互に関係し重なりあっている場合が多く、単一の要因で虐待が発生してくるケースはほとんど無い。何らかの精神的な疾患を抱えている母親の事例は、100ケース中、80であった。経済的困窮⁹の状態にある家庭は、全体の3分の2以上を占めている。母親の職業は、主婦や無職といった在宅型が多く、生活保護受給世帯は34ケースに及んでいる。

2. 虐待事例についての考察

一般的に、わが子に虐待を加える側は「虐待する母親」、虐待を受ける子どもは「被虐待児」と呼ばれている。児童養護施設の入所児を対象に筆者が行った調査¹⁰では、施設関係者によれば、児童養護施設に入所してくる子どもの約9割は、家庭で何らかの虐待体験を有しているという。「しつけを行っただけ」という理由で、母親が虐待と認めない場合には、児童相談所で書類の改ざんが行われ、入所理由としての主訴は「虐待」ではなく、「養育困難」として扱われるケースもあるという。

被虐待児は、人に対する基本的信頼感が形成されていないため、とても扱いにくく、職員に対する反抗・攻撃性などが顕著であり、その対応には施設関係者も手を焼いているのが実態である。

本調査で分析・考察した100のケースは、すべて母親から虐待を受け、児童養護施設に入所措置がとられた事例である。以下に、典型的な事例を取り上げて考察した。(性的虐待^{11,12}の事例については提供を受けていない)。

a. 【身体的虐待と心理的虐待のケース】

被虐待児： A男 4歳

家族構成： 母 26歳

： 妹 1歳

⁸ 岩井宣子「児童虐待の実態と対策」警察学論集第52巻12号、1999年、92頁以下

*性的暴行のケースでは、妊娠に至っているものが6%とする調査報告もある。

⁹ 経済的困窮により愛情的接触が希薄化する中、育児負担の過多、夫婦の絆の崩壊による精神的安定の欠如、相談相手の不在などにより、母親のストレスが蓄積される。警視庁は、虐待発生の原因について「1990年代の不況で困窮する家庭が増え、親のストレスが爆発するのでは」と分析している。(読売新聞2000年11月2日朝刊)

¹⁰ 鍋倉早百合「児童養護施設における被虐待児童の教育を受ける権利の諸問題」～面接調査及び参与観察を中心として～、創価大学大学院紀要第26集、平成17年2月

¹¹ 萩原らの調査報告によれば、性的虐待に限っては、「しつけ」と称して結果的に虐待に及んだ他の虐待ケースと相違し、実父や継父からの女兒への虐待割合が97%以上と圧倒的に高い。また、性的虐待に及んだ背景としては、「欲求の直接的充足」が約70%である。

¹² 井垣章二『MINERUVA社会福祉叢書④ 児童虐待の家族と社会—児童問題にみる20世紀—』ミネルヴァ書房、1998年、73頁以下

*小児性愛（ペドフィリア）とは、性的に未成熟な子どもを対象として選択する異常性欲の一種である。この性癖を有していることに加え、経済的困窮をはじめとする非常に多くの要因が複雑に重なり合った時に、性的虐待が生じるものと考えられている。

生活状態： 生活保護受給中

- 母親は、感情の起伏が激しい性格である。夫と離婚後は、2人の子どもを抱え、アパート暮らしをしていた。アパート上階の住人より、「母親の怒鳴り声や物を投げる音がする。」との通報が児童相談所にあり、立ち入り調査となった。

母親は、不安神経症により精神科に通院中である。A男の身体から、あざや引っかき傷が見られたため、母親から事情を聞いたところ、数年前からの身体的虐待が認められた。生活保護受給世帯であることから、経済的に困窮の状態である。母親は、精神的に不安定で定職に就くことができず、この先、2人の子どもを抱え生活をしていくことに対する不安を訴えており、子どもの養育に自信がもてる状態ではない。A男は、児童相談所に一時保護された後、児童養護施設に入所、妹は乳児院入所措置となる。

本ケースの場合、不安神経症という精神状態の母親が乳幼児を抱え、社会的に孤立した状態にあり、これに、子育ての相談相手や支援者が得られないという条件が重なり、母親の精神状態は、一層追い込まれたのではないかと推察される。精神的要因とひとり親家庭、経済的困窮などの複雑な状態が作用し合う中で、母親は虐待に及んだものと考えられる。

b. 【ネグレクト（養育拒否）のケース】

被虐待児： B子 1歳

家族構成：母 24歳

生活状態：パート勤務

- 10ヶ月検診時にB子の発達状態が順調でないため、保健婦が不審に思い、栄養失調ということで家庭訪問を実施し、状況確認を行った。その際、母親によるネグレクトを疑い、B子を入院させ精密検査を行うことにした。その結果、B子の発達停滞と顕著な栄養不良状態が明らかになった。保健婦は、家庭養護の在り方に問題があるとして母親に注意を行ったが、彼女はそのことを認めず納得しなかった。B子への成長に著しく悪い影響が見られたので、まず、母親とB子を分離させ、適切な養育環境を与えることが最優先であると判断し、児童福祉法第28条による申し立てにより、施設（乳児院）入所の措置がとられた。

本ケースの場合、ひとり親家庭で母親は、心臓病、C型肝炎という罹病を患っているが、これらの病気の治療に努め、健康を回復するための規則正しい生活をしようとする努力が見られていない。浪費癖が目立ち、覚せい剤疑惑がもたれている。母親は、身体の病気に加え、孤独で精神的に不安定な状態にあったため、自己本位的に行動し、B子に対するネグレクトという状態を発生させたと考えられる。

c. 【心理的虐待のケース】

被虐待児：C男 5歳

家族構成：母 25歳

：弟 3歳

生活状態：スーパーマーケット勤務、生活保護受給中

- 実夫による、ドメスティック・バイオレンスから逃れるために、母親は2児を連れ、母子生活支援施設に入所した。初めは、夫からの暴力を受けることなく、母子で安心した生活を送っていたが、数ヵ月後には子どもに対して、「独りになりたい。」「お前を産まなければよかった。」などと大声を上げ、心理的虐待を行った。この施設に入所する以前から、このような言動は見られたものと推察される。

母親は自立するために努力する反面、無断外泊を続けたため、施設職員は児童相談所に子どもを一時保護してもらうこととし、その旨が母親に伝えられた。母親もそのことを要望し、2人の子どもに対して施設入所措置がとられた。当時、夫婦の不和による離婚調停に加え、借金苦による自己破産手続き中であり、母親は極度の困窮状態にあった。

本ケースの場合、経済的、社会的・家庭的要因に加えて、精神的に不安な状態で、子どもの面倒を見ることのできない状況にあったと思われる。

d. 【身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（不適切な保護）のケース】

被虐待児：S子 11歳（1人目の夫の子、身体的虐待で既に施設入所）

：D男 9歳（2人目の夫の子、身体的、心理的虐待で入所）

：Y男 7歳（第7子出産時、ネグレクトで同施設に入所措置）

：K子 5歳（身体的虐待で別施設入所、後に同施設に措置変更）

：T男 3歳（身体的虐待で乳児院、後に同施設に入所措置）

：M男 1歳（第7子出産時、ネグレクトで同施設に入所措置）

家族構成：継父 33歳

：母 29歳

：姉 11歳、本兄、弟 7歳、妹 5歳、弟 3歳、弟 1歳

生活状態：継父、母親は共に無職、生活保護受給中

- 母親は離婚後、S子を抱え生活保護を受けていた。彼女は、知り合った男性とS子を連れ再婚し、後に、D男を出産した。4人での生活が始まったが、2度目の夫との関係が悪化し再び離婚。その際、S子（異父姉）は身体的虐待を理由に、施設入所措置となる。

母親は1年後、さらに別の男性と再婚。D男（本兄のみ異父）を長兄とする、3度目の家庭をつくる。夫の間には4人の子どもが誕生した。しかし、D男にとって異父に当たる継父は、

激しい暴力を振るい暴言を吐いた。彼女は、夫の激しい言動を阻止することはなく、自身もD男に対する暴力を加えている。D男は、実母と継父による度重なる身体的、心理的虐待に耐えられなくなり、最寄りの警察に助けを求めている。母親、継父共に「しつけ」を理由に虐待を認めていない¹³が、養育環境としては不適切であると判断され、D男は施設入所に至る。

本ケースは、子ども（D男）が生命の危機を感じ、母親、継父の家庭から逃れた事例である。まず、彼女は、経済的困窮、精神障害の状態で初婚時に授かったS子に暴力を振るった。さらに、上述したようにD男に対しても暴力が振るわれたが、この場合、再婚相手からの圧力によって虐待に及んだものとも捉えられる。3度目の夫との間に授かった4人の子どもに対しても、結果的に虐待を行っている。第4子には身体的虐待、第5子については、1歳時に病院より急性硬膜下血腫との通告が児童相談所にあり、3歳児検診時にも、保健所からの再通告があって施設への入所措置がとられている。第3子、第6子については、第7子出産のために養育困難な状態にあるという理由によって、母親から児童相談所への援助の申し出がなされている。彼女は、統合失調症で通院しており、継父は無職であるため、家計が成り立たず、育児を行うことが出来ない状態になっているものと見られる。

虐待を発生させた要因としては、心身の要因、社会・家庭的要因、養育障害の要因、経済的要因、子どもの要因、出産要因が挙げられる複雑なケースである。

e. 【ネグレクト（不適切な保護）のケース】

被虐待児：E子 5歳

家族構成：母親 23歳

：弟 3歳

生活状況：夜の風俗営業勤務、生活保護受給中

- 母親は、夫の多額の借金と、ドメスティック・バイオレンスが原因で離婚。母子家庭となった後、母方実家に同居している。彼女は、働くことに精一杯で、子どもの養育に関しては、継祖母や叔母に任せきりの状態であった。区画整理のため、実家が立ち退きになり転居する際、母子については、これ以上同居させ、面倒を見ることができないので出て行くよう言われた。彼女は当面、友人のところ（風俗営業店の宿舎）に宿を求めしかないと考えたが、2人の子どもを一緒に連れて行くことはできず、やむを得ず、車上生活を送っていた。近所の通報により、不適切な養育環境が発覚し、結果的にネグレクトと判断され、子どもは施設入所措置となる。

本ケースの場合、離婚、自己破産手続きに加えて母親が精神的に不安定な状態に陥り、心

¹³ 全児相所長会の調査によれば、「虐待者の虐待についての考え方の」項では、64.9%が虐待として認めていない。虐待に及んだ母親に共通しているのは、自身が《虐待をしているという意識が低い》ことにあると言える。全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査結果報告」全児相通巻62号別冊、1997年

療内科に通院中である。ひとり親で育児負担が重く、親族を頼っているが、結果的に援助者が得られず孤独で閉鎖的な状態におかれている。さらに、経済的困窮による住環境の問題が大きく作用していることも見逃せない。

f. 【身体的虐待と心理的虐待のケース】

被虐待児：F子 14歳（本児のみ異父）

家族構成：継父 39歳

：母親 35歳

：妹 2歳

生活状況：普通、アルバイト

- 母親は、F子が小学校2年時に再婚し、その頃より、本児に家事をさせている。彼女は、夫の思うとおりに家事が出来ないと、F子を「しつけ」と称しては、殴ってきた。中学に入学した頃に異父妹も生まれ、母親の育児負担は重くなり、本児に対する暴力、暴言も増すようになった。F子は、近くに別居している祖母に助けを求めたが、強い不安に駆られていた祖母は、「F子を養育していくことはとても困難である。」と受け入れを拒否したため、児童相談所で一時保護の後、施設入所措置がとられた。

本ケースの場合、継父からの本児に対する過剰なしつけや期待が背景にあって、同時に、母親は、夫からの圧力を強く受けたことが推察される。彼女は、夫の期待に添えるような家事をF子にさせようと躍起になり、思うようにいかない状況の中でストレスを募らせ、苛立ちから暴力を振るったものと思われる。妹の育児に手がかかり、気持ちに余裕のない母親は、一層、F子に対する虐待行為をエスカレートさせたと考えられる。

g. 【身体的虐待とネグレクト（養育拒否）のケース】

被虐待児：g男 3歳

家族構成：母親 20歳

生活状況：生活保護受給中、無職

- 彼女は、未婚の母である。独りで本児を育て上げようと出産したものの、実際の育児は自分の思い通りにいかず、g男に対する身体的虐待を行ってきた。彼女は精神的に不安定であり、抑うつ、ヒステリーの症状で精神科に通院している。本児に対する気持ちの面で変化が激しく、ある時は可愛がり、そうかと思えば邪険に扱ったりしている。無職であるため、生活保護費で生計を維持している。彼女とg男の面倒は、祖母が見ている状態であったが、孫への暴力がひどいため児童相談所に相談。児童養護施設への入所は、乳児院からの措置変更である。

本ケースの場合、母親は、祖母からの育児全般の援助を受けられているが、出産した当時

は、高校生段階の年齢である。未婚の母であるため、将来への不安は強かったものと思われる。生活を営む経済的条件に欠け、精神的に未熟であり、母親として育児に当たるには、養育力不足であったと推察できる。精神的な障害もあり、自分のことで精一杯であったように思われる。心身の要因、社会的・家庭的要因、養育障害の要因、経済的要因、出産要因などが複雑に作用し合い、身体的虐待に及んだと考えられる。

h. 【ネグレクト（養育拒否）と身体的虐待、心理的虐待のケース】

被虐待児：h子 11歳（本児のみ異父）

家族構成：継父 30歳

：母親 32歳

：弟 8歳 ：妹 7歳

生活状況：普通、専業主婦

- 母親は、生後4ヶ月の乳児である本児を実家に置き去りにし、その後、行方不明となる。その後、彼女は再婚し、新たな夫との間に2人の子どもを出産した。実家に預けたままのh子のことは考えていない。10年間、本児は母方の祖母に養育されてきたが、その祖母が蒸発したことをきっかけに、継父と実母の元に引き取られる。この10年間は、h子にとって心理的虐待に他ならない。

彼女は、h子を引き取りはしたが、常に反抗的である本児に対し、殴る、蹴るなどの暴行を加えた。母親からの身体的虐待に耐えられなくなったh子は家出を決意し、自ら公的保護を求めて一時保護所に入所した。児童相談所は、本児にとって不適切な養育環境と判断し施設入所となる。その後、母親は夫と離婚をし、異父弟妹は継父に引き取られた。

本ケースの場合、母親に性格の偏りが見られ、親としての自覚が欠如しており、自己本位的な行動をとっているように思われる。養育障害、社会・家庭的要因が身体的虐待に及んだものと考えられる。また、夫と離婚した後、彼女は再び行方不明になっている。この行動は、継父が引き取った2児に対するネグレクトに当たることは言うまでもない。

i. 【身体的虐待のケース（母親より養育相談あり）】

被虐待児：i子 5歳

家族構成：母親 33歳

生活状況：貧困、マスコミ関係の仕事

- 母親は、i子を保育園に預けて仕事をしている。彼女は結婚後、多額の借金を作り、それが原因で夫と不仲になり離婚をした。保育園から、i子に対する身体的虐待の疑いがあると児童相談所に通告があり、以後、担当者と母親との関わりが開始された。虐待を疑われていた彼女であったが、自ら本児に対する養育相談をきり出している。何度か担当者に関わりを持

つうちに、「多額の借金があり、生活を立て直すまでi子を預かって欲しい。」という申し出があり、施設入所となる。

本ケースの場合、保育士が虐待通告を行ったことに伴って、母親自身が児童相談所の担当者から養育相談を受けることができた。話を聴いてもらうことで、彼女の精神的負担は軽くなり、本児への虐待が最小限に防止された事例である。ひとり親家庭の彼女は、育児の援助者や相談相手が得られていない状態の中で、借金苦から精神的に追い込まれ、うつ状態になっていた。彼女は、自分のことで、精一杯の精神状態にあったと考えられる。

3. 虐待を行った母親の育生的背景

ここでは、自分の子どもに虐待を行った母親が育った家庭の生活環境や経済状況、学歴、少年期までの被虐待体験の有無、母親自身の施設入所歴の有無について考察する。

母親の育生的背景についてのデータを分析してみると、表2の通りである。

【表2】

(1) 家庭環境 (養育者) ① 両親：41 ② ひとり親家庭：40 (母親28、継母2、父親9、継父1) ③ 祖父母：3 ④ 親戚：1 ⑤ 不明：15
(2) 経済的条件 ① 裕福：3 ② 中流：20 ③ 貧困：62 (うち、生活保護15) ④ 不明：15 【注：養護施設から提供された資料の区分に従っている。しかし、この区分では、基準の曖昧さが問題である。】
(3) 学歴 ① 中卒：37 ② 高校中退：31 ③ 高校卒：2 ④ 専門卒：2 ⑤ 大卒：2 ⑥ 不明：26
(4) 被虐待体験 ① あり：36 ② なし：43 ③ 不明：21
(5) 施設入所歴 ① あり：28 ② なし：52 ③ 不明：25

【筆者作成】

以上の表2から分かるように、家庭環境は、不明の15ケースを除けば、両親が揃っている家庭とひとり親家庭に育ったケースの数値はそれぞれ約4割で、双方には差異が無かった。ひとり親家庭に、祖父母や親戚に養育されたケースを併せると、両親に育てられたケースを上回る。ひとり親家庭の多いことが特徴的である。自分の子どもに虐待をしてしまう母親の育った家庭環境は、決して望ましい状態とはいえない。例えば、両親が揃っていた場合でも、包丁を突きつけるなどの両親の派手な喧嘩、父親の酒乱やギャンブルで多額の借金を作り失踪、夫婦の不仲で両親が離婚、離婚後に母親の精神障害が表出した事実が記載されているケースもある。団らんのあるはずの家庭に自分の居場所がなく、思春期段階で不登校や非行、家出を経験している者は少なくない。母親自身も自分の母親から愛されず、精神的に不安定な状態で成長したプロセスは見逃せない。母親が育った家庭の経済状況は、不明の15ケースを除けば、裕福な家庭はわずか3ケースにとどまっており、中流家庭も20ケースである。経済的な条件を見た場合、貧困と生活保護世帯が全体の過半数を超えている。この実態は、生活が困窮している家庭において、虐待の発生する割合が高いことを示唆している。

また、虐待した母親の学歴について見てみると、中卒の割合が約4割と非常に高い。この数値は、近年の日本の高校進学率が97%¹⁴に達している実情と比較してみると特徴的である。高校中退は31ケースであり、中卒のケースと併せた場合、約7割の母親が高校を卒業していない。不明の21ケースを除けば、高卒以上の学歴をもつ母親は、6ケースと少ない。さらに、少年期までに何らかの虐待体験のある母親のケースは、36である。この数値は、100ケースの3分の1以上¹⁵の割合を占めている。幼少期の被虐待体験は、成人に達した後のうつ病の発症と関連があるという研究報告もされている¹⁶。自分の親から暴力を受け成長すると、その体験が学習され、将来、自分が親になった時には、今度は自分の子どもに対する育児のしつけ方法となることが指摘されている¹⁷。施設入所歴については、不明の25ケースを除くと、約3割の母親が施設に預けられた体験を有している事実が明らかとなった。

4. 入所後の母親の状況

(1) 母親と子どもとの関係

ここでは、入所した後の子どもとその母親との関係について検討してみることにする。母親がその子どもと関わりを持っている回数（重複している）は、表3の通りである。

¹⁴ 文部科学省「平成15年度文部科学統計要覧」2003年、54-55頁

¹⁵ 幼少期に虐待を受けて育った者が将来、親となった時に自らの子どもに虐待を行う現象を《世代間伝達》という。虐待防止センターがまとめた調査結果によれば、幼少期の被虐待体験の《世代間伝達》は、全体の約3割との報告がなされている。

¹⁶ 繁田進「幼少期の被虐待経験がその後に及ぼす影響」『母子研究No. 18』真生会社会福祉研究所、1997年、3月

¹⁷ 西澤哲「子どもの虐待と家族—虐待を生じる要因としてのトラウマ—」精神療法第23巻3号、1997年、20頁

【表3】

① 休日に自宅に帰す：毎週末5、月1～3回18、年1～5回24
② 施設に面会に来る：月1～3回6、年1～5回8
③ 電話での接触：16
④ 手紙での接触：3
⑤ まったく関係を持たない：16
⑥ 事情があって会えない：入院中5、服役中6、死亡4、行方不明6
⑦ その他：母子共に拒否1、祖父母宅へ帰る2（年1～5回）

【筆者作成】

子どもの入所後、子どもとその母親がとった行動として最も多かったのは、休日を利用して子どもを自分のもと（自宅）に帰省させることで母子関係を保っているケースである。回数としては、年に1～5回程度が24ケースと最も多く、次いで、月に1～3回が18ケース、毎週末の帰省は100ケース中でわずか5ケースである。逆に、母親が施設に出向いて面会を行っているケースは、年に1～5回程度が8ケースである。月に1～3回程度は6ケースとかなり少ない。

電話で子どもの生活状況を確認し、声を聞く程度の関係にとどまっている母親は16ケースである。この16という数値は、入所後に子どもとの接触を全く持っていない母親の場合と同じ数値である。施設側が母親の事情を把握していない、或いは、会うこともできず、説得もできないケースが多いようである。子どもとの関係を全く持たない母親の中には、子どもを施設に預けたままで再婚をしてしまっている者も少なくない。子どもとの関係を全く持っていない場合で、その期間は最短が2年間、最長は13年間であった。手紙を通じて子どもとの交流を図っている母親は、僅かに3ケースである。

何らかの事情により、子どもと会うことのできない母親は、病気で入院しているケースが5、犯罪で逮捕され刑務所に服役中のケースが6、行方不明のケースは6、死亡のケースが4である。このうち、病気で入院している母親の場合については、施設職員の付き添いで、子どもが見舞いに出かけている。但し、この場合には、母親の病状及び母子双方（特に、子ども）の気持ちを配慮した形で行われている。入院の場合を除き、特別な事情のために会えない（服役中、行方不明、死亡）ケースは16である。この数値に、子どもとの関わりを全く持たない母親の16ケースを併せると、32ケースとなる。これらのケースの場合は、子どもの入所後は、母子関係の絆が絶たれているわけである。その他、母子共に会うことを拒否しているケースが1、母親のもとに返らせることはできないが、祖父母の所であれば訪ねさせることができる（年1～5回）ケースは2件である。

以上、入所後の子どもと母親との関わりについて見てきたが、多くの母親は子どもとの接触が十分とはいえない状況にあり、自分の子どもの養育を施設側に任せきりにしているケースが少なくない。

(2) 母親の子どもに対する愛情 —施設職員の所見から—

入所した子どもと母親との関係については上述の通りであるが、施設職員が入所後の子どもに対する母親をどう見ているのかを検討する。この点について職員の所見を整理すると、表4の通りである。

【表4】

① 愛情あり：6
② 愛情はあるが子どもと上手く関わりが持てない：36
③ 愛情が感じられない：15
④ 母親としての自覚が希薄：27
⑤ 施設への体裁（形式的な程度）：2
⑥ その他：16

【筆者作成】

施設職員は、多くの事例を扱うため、入所後の子どもに対する母親の態度について詳細を把握している。職員が、子どもに対する愛情をもっていると判断する母親のケースは42である。そのうち、子どもとの信頼関係が回復され、近い将来退園が見込めると判断しているケースは6、愛情はあっても子どもと上手く関わる事ができずと見なされるケースは36である。

その他、養育障害の要因によって、子どもを適切に扱えないと職員が判断している母親のケースは42である。職員によれば、養育障害の要因として最も多いのは、母親としての自覚が希薄と思われるケースで27、子どもに対して愛情が持てないケースが15である。養育障害によって、子どもとの接触が困難になっているケースを自覚欠如型、愛情欠如型に分けてみると、前者が後者を上回っている。また、特殊であるが、施設へ子どもを預けた後ろめたさから、年に1回程度、形式的な面会に来ていると思われる、いわゆる「施設への体裁」と判断されるケースが2である。

IV. 結び

虐待の種別¹⁸は、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の4つに大きく分類されている。これらの虐待行為は、いずれの場合にも子どもの心に深い傷を残している。このうち、程度の強い虐

¹⁸ 中島真知子「わが子を虐待する親の心理—虐待を生みやすい家族の背景—」児童心理第53巻6号、1999年、39頁

*この他、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」がある。これは、親が故意に子どもに病気やけがを負わせ、通院を繰り返すものである。

欧米では、約20年ほど前から報告されているが、日本ではまだ散見されている程度である。

待の場合には、心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders : PTSD）¹⁹という精神的障害が残る場合がある。

本研究では、児童養護施設から提供を受けた資料に基づき、自分の子どもに虐待を加える母親についての考察を試みた。それは、「母親失格」とか「母性喪失」といった烙印をそういう母親たちに押し非難するためではなく、また、「自己を犠牲にして子育てに専念せよ」とこれから子育てする若い女性たちを叱咤激励するためでもない。「なぜ、わが子に虐待を加えるのか」という問題に対する答えを探り、わが子への虐待を生み出す要因を明らかにし、子どもへの虐待を減少させる手がかりを見出すためである。

なぜ虐待に及んだのか。この点について、まず注目しなくてはならないのは、母親の生育的条件である。母親の施設入所歴は約3割（不明を除く）、被虐待体験は約4割（不明を除く）であった。学歴を見ると、高校を卒業していない者が約7割となっており、教育を受けるための適切な生活条件が満たされていない状況がうかがえる。家庭環境を見ると、ひとり親家庭は約4割であった。

ここでは詳細に触れることはできなかったが、母親自身の生育的条件は、決して恵まれたものではない。彼女たちは生育の過程で父親が母親に暴力（DV）を振るう場面、酒乱で荒れている光景、自らが父親の浮気相手の元に連れて行かれた場合、さらには、殺人事件に発展するのではないかと思えるような両親の喧嘩などを経験して育っている。特に、彼女たちが幼少期に目撃したドメスティック・バイオレンス（弱者への暴力）の光景は、わが子を虐待する事態を引き起こすに至る間接的な背景であることも見逃せない実態である。また、子どもを虐待し養護施設に預けている母親の母親（子どもから見て祖母）には、離婚後に、「精神的障害」を発症しているケースが目立っていた。

このように、本稿で見てきた「自分の子どもに虐待をする母親」自身も、虐待や施設入所の体験を有する者もあり、実は、親からの愛情を受けることができないままに成長してしまった被害者であることを見落としてはならない。幼少期に虐待を受けて育った母親には、自分が愛されなかったために子どもを愛せない、という主旨の発言をする者もいる。愛された経験が乏しいので、自己肯定感が持たず、自己嫌悪に陥ることが少なくないように思われる。

ここで、子どもの虐待防止センターに寄せられた電話相談の一端を紹介してみよう。「何をしてやってもイヤを繰り返す子どもを見ていて、お前まで私をバカにするのかと怒りが込み上げる」、「こんなにしてやっても、まだ、もっともっと子どもに要求されると、子どもが自分の中から際限なく何かを奪っていかうとしているみたいで怖くなる」という電話相談があるという。この言葉は、「自分は努力して子どもに対応しているのに、これ以上、どうすればいいのか」という悲痛な叫びとして受けとれる。センターでは、父親から可愛がられている子どもに対する「嫉妬」を口にする母親も少なくないという。自分が愛情を注がれなかった分、自分の子どもにはそういう思いをさせたくない、可愛がりたい、と思う一方で、夫が子どもを可愛がる様子を目前にすると、「何であんたはこんなに可

¹⁹ 石川義之『社会学とその周辺—パーソナル理論から児童虐待まで—』大学教育出版、2002年、296頁

愛がられるのよ」と、子どもに対する嫉妬心が湧いてくるという。このような精神状態は、子どもと上手く関わることができないというケースである。

次に、母親が自分の子どもに虐待を加えるケースについては、成育的条件に加え、彼女自身の心身の要因、特に、精神的障害を抱えている者が多いことに注目しなくてはならない。

さらに見逃してはならないのは、経済的要因である。本調査におけるケースでは、経済的貧困が約6割以上を占めていた。別の調査では、子どもへの虐待に関する保護責任者遺棄、同致死で逮捕された者（1999年）の動機の第1位は「生活苦」であることが報告されている²⁰。生活上の困窮という経済的条件は、母親たちの精神的不安を高め、虐待行為を発生させる上で重大な影響を及ぼしている。

最後に、母親が虐待をするに至る社会的背景にふれておきたい。虐待を生み出す背景として、子育てのプロセスにおける母親の孤立、子育て支援者の欠如が問題となる。かつては、地域社会に、子育てをめぐる共同体的な支援者のネットワークが存在していた。今日では、核家族化や都市化の進展に伴って、母親は孤立した状態で子育てに取り組まなければならない。多くの母親が、育児不安を抱えていることは既に述べた。その精神状態が、育児に対する負担感を一層増長させているものと思われる。わが子を虐待したことにより、「児童虐待で殺人・同未遂で逮捕された者（1999年）の動機の第1位は、「育児の悩み・疲れ」である²¹。このような実態から、地域に子育てのネットワークを作り、母親を孤立させない子育ての具体的な支援活動が重要であることはいままでもない。

一般的には、子どもを産むと女性は「母親」という立場になるが、母親になることと、適切な子育てができるかどうかは別な問題である。子育てを通じて、子どもと共に親も成長できるよう、「親の育ち」²²を支援していくことが求められる。母親が、「親業」という難しい仕事をやりこなせるために、母親を対象とした「親教育」が必要とされている²³。これは、父親にも拡充されなければならない。本研究では、約7割の母親が高校を卒業していなかった。このような実態から見れば、中学校の義務教育段階での、男女を問わない「親学」、或いは、「子ども学」などのカリキュラムが検討されてしかるべきではなかろうか。この提案は、決して、女性に結婚や出産を強要するものではなく、将来の選択肢を見据える上で有効であるように思われる。

ことに、母親の精神障害については、早期の対応が必要といえる。例えば、医師などの関係者は、妊娠中の女性に対して、「メンタル」な部分をきめ細やかに支援していくなどの柔軟な対応が期待される。また、恵まれない経済的条件については、その格差が大きくなるよう、人間の尊厳、社会保障の充実という観点から、国や地方自治体による所得保障のあり方が重要であることを強調しておかなくてはならない。

²⁰ 渡辺教司「児童虐待で1年間に130人検挙」内外教育5086号、2000年、10頁

²¹ 西澤哲「子どもの虐待と家族—虐待を生じる要因としてのトラウマ—」精神療法第23巻3号、1997年、10頁

²² 千葉喜久也著、『児童福祉論』中央法規出版、2005年、29頁

²³ 柏木恵子編著『家族心理学への招待』、ミネルヴァ書房、2006年、126 - 133頁